

平成27年陸別町議会6月定例会会議録（第3号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成27年6月26日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成27年6月26日 午前10時15分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村 佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保 広幸	○			
凡例	3	多胡 裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本 厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺 三義	○			
▲㊟ 公務欠席を示す	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	山本 厚一		渡辺 三義			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野 尻 秀 隆		教育委員長	石 橋 勉	
	監 査 委 員	飯 尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多 胡 裕 司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏 治		会計管理者	芳 賀 均	
	総 務 課 長	早 坂 政 志		町 民 課 長	（芳 賀 均）	
	産業振興課長	副 島 俊 樹		建 設 課 長	高 橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹 野 景 広		国保関寛齋診療所事務長	（丹野景広）	
	総 務 課 主 幹	空 井 猛 壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 育 長	野 下 純 一		教 委 次 長	有 田 勝 彦	
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟 方 勝 則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	発議案第1号	陸別町議会会議規則の一部を改正する規則
3	発議案第2号	議員の派遣について
4	意見書案第4号	所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について
5		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

- 議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。
議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。
-

◎開議宣告

- 議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、5番山本議員、6番渡辺議員を指名します。
-

◎日程第2 発議案第1号陸別議会会議規則の一部を改正する規則

- 議長（宮川 寛君） 日程第2 発議案第1号陸別町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

事務局長に発議案第1号を朗読してもらいます。

- 事務局長（吉田 功君） それでは、発議案第1号を読み上げさせていただきます。

発議案第1号陸別議会会議規則の一部を改正する規則。

陸別町議会会議規則（昭和62年陸別町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

第3項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第103条中「、つえ」を削る。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年6月26日提出。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

以上であります。

- 議長（宮川 寛君） 多胡議員より、提出に当たっての趣旨説明を求めます。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 発議案第1号陸別町議会会議規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

ただいま局長が朗読したとおりの内容でございます。

改正を行おうとする条文について、ただいま局長が朗読しましたとおりの改正を、社会情勢等を勘案して行おうとするものであります。

一つは、議員が出産のために議会に出席できない場合に、議長に届け出をすることができる規定を設けようとするものであります。

もう一つは、議場に入る際の制限に、つえがありました、これを削除しようとするものであります。

この改正について、公布の日から施行することを附則で規定するものであります。

なお、この内容につきましては、国、道、地方議会においても同様な改正がされてきており、議員各位の御賛同をお願いし、簡単でございますが趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（宮川 寛君） 本発議案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

これから、発議案第1号陸別町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 発議案第2号議員の派遣について

○議長（宮川 寛君） 日程第3 発議案第2号議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

7月7日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を、7月11日に札幌市で開催される札幌陸別会に山本議員と谷議員を、7月23日に帯広市で開催される新任議員研修会に久保議員、渡辺議員、中村議員、谷議員を、8月19日に開催される議会広報研修会に多胡議員、山本議員、谷議員、久保議員、本田議員を、10月23日に開催される十勝町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を派遣したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は議長発議のとおり派遣することに決定しました。

なお、日程、場所などについて変更が生じた場合には、議長において一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

次に、お諮りします。

本年度、閉会中において、町村議会議長会、市町村議会議長、行政団体、関係団体などから突発的な研修会、集会などの参加要請があり、議会の招集が困難と認められる場合は、議長において派遣の決定の一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第4 意見書案第4号所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 意見書案第4号所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（吉田 功君） それでは、意見書案の本文を朗読させていただきます。

所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書。

所得税法第56条は、家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

事業主の所得から控除される専従者控除額は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業員の所得とみなされるため、子供が結婚しても家や車のローンが事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

よって、国においては、時代に即し、家族従業員の正当な給与が必要経費として認められるよう、税制改正の論議の中において抜本的な改正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月、北海道足寄郡陸別町議会議長、宮川寛。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 提出者の谷議員から趣旨説明を求めます。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君）〔登壇〕 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の提出に当たりまして、補足の説明を行いたいと思いますので、各議員の皆さん方の御賛同の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

先ほど局長が読み上げましたように、事業主の所得から家族の、配偶者、あるいは子供さん、後継者というのですか、そういう人たちの賃金が認められず、単純に86万円、あるいは50万円という専従者控除しかない。これは白色申告と言っておりますが、そういう形の中でしかない。この56条は、そういう意味の、白色申告の場合はこうだよという意味なのです。

しかしながら、先ほども読み上げましたように、時代の背景とともに、白色申告の方にもかなりのハードルが課せられております。記帳の義務とか、あるいは領収証の保管とか、そういうものもある中で、青色申告をすればよいのではないかという話もございすけれども、青色申告は、税務署長が条件つきで一部の経費を認める特権で、いつでも義務が課せられます。税務署長の裁量によって取り消されることもあり、家族一人一人の働き分を認めたものとは言えません。申告の仕方によって実際の家族の働きを否定することは、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（憲法第14条）という理念に反します。白色申告や青色申告、あるいは法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人ひとりの働き分は、必ず必要経費と認めると。そういう意味で、今回、第56条が支障となっておりますので、改善を求めるように意見書を出したいと思っております。

ちなみに、陸別、現在の中での青色申告と、それから白色、法人もありますけれども、そういう人たちの実態を申し上げます。

商工会のほうからお聞きした結果、青は27戸、それから白1戸、法人51。それから、農協は72の青色で、白が11、法人は8。役場のほうの聞き取りをいたしましたところ、119の青色で白が9と。合計21の方が白というふうに、多少数字の違いはあろうかと思っておりますけれども、ほぼ実態に近いのではないかと私は思っておりますので、今は21という中で、白色の人たちに有利に経費が認められるようにしたいというふうに考えておりますので、よろしく御賛同をお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第4号を採決します。

意見書案第4号所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について、この採決は、起立によって行います。

意見書案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立多数です。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(宮川 寛君) 日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(宮川 寛君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(宮川 寛君) これで、本日の会議を閉じます。

平成27年陸別町議会6月定例会を閉会します。

閉会 午前10時15分